

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

木古内町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上磯郡木古内町

3 地域再生計画の区域

北海道上磯郡木古内町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は、昭和 35 年（1960 年）の 13,484 人以降一貫して減少し続けており、住民基本台帳によると令和 4 年（2022 年）3 月末には 3,785 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 27 年（2045 年）には、人口が 1,404 人まで減少する見込みである。

人口構成を年齢 3 区分別人口割合で見ると、令和 4 年（2022）では、年少人口割合（15 歳未満）が 5.8%、生産年齢人口割合（15～64 歳）が 43.6%、老年人口割合（65 歳以上）は 50.6%となっており、昭和 55 年（1980 年）との対比では、年少人口割合（15 歳未満）が 23.6%（17.8 ポイント減）、生産年齢人口（15～64 歳）が 64.8%（21.2 ポイント減）となっている一方で、高齢人口割合（65 歳以上）は 11.7%（38.9 ポイント増）となっており、高齢化が進行している。

自然動態をみると、近年の出生者数は減少傾向、死亡者はほぼ横這いであり、自然増減のマイナス幅が年々大きくなっている。令和 3 年には出生者数 13 人に対して死亡者数 94 人の自然減（▲81 人）となっている。合計特殊出生率については、ほぼ北海道平均と同等となっており、北海道同様に平成 17 年度（2005 年度）の 1.14 を下限に、その後、若干の回復傾向が見られている。令和 3 年度には 1.16 となっている。

社会動態をみると、近年では転入数、転出数ともに減少傾向にあるものの、長らく転出数が転入数を上回る推移となっており、平成 23 年度（2011 年度）末に町内

唯一の木古内高校が廃校となったことで高校卒業後の進路選択が町外中心となったことや、自宅の維持が困難となった高齢者の転出が人口流出の要因となっている。令和3年には転入数 127 人に対して転出数 157 人の社会減（▲30 人）となっている。

今後さらに、人口減少や少子高齢化が進むと、若年層の都市流出、一次産業の高齢化・担い手不足等に生産性の低下等、住民生活への影響が懸念される。

このような現状を踏まえ、次の事項を本計画機関における基本目標として掲げ、人口減少を克服し、地域特性を最大限に活用しながら本町の創生を実現するため持続可能なまちづくりを進める。

- 基本目標 1 地域の優位性をいかし、自らの能力を発揮して安心して働くことのできる雇用機会の創出
- 基本目標 2 交通利便性と地域産業の好循環による新しいひとの流れを創造
- 基本目標 3 結婚から出産・子育てまで切れ目のない支援を実現し、元気で活力のある地域の希望をかなえる
- 基本目標 4 地域内外の連携により交流人口を拡大するとともに安全で安心な地域社会の構築

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新たな雇用者の増加	—	50人	基本目標 1
	新規企業数の増加	—	5件	
イ	移住・定住世帯の増加	—	20件	基本目標 2
	転出超過数の減少	—30人	—11人	
	外国人雇用者数の増加	21人	30人	
ウ	合計特殊出生率	1.16	1.58	基本目標 3
	婚姻の件数増加	8.8組	13組	
エ	観光入込客数の増加	504,999人	658,000人	基本目標 4

	宿泊客数の増加	3,393人	17,500人	
--	---------	--------	---------	--

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

木古内町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 地域の優位性をいかし、自らの能力を発揮して安心して働くことのできる雇用機会の創出をする事業
- イ 交通利便性と地域産業の好循環による新しいひとの流れを創造する事業
- ウ 結婚から出産・子育てまで切れ目のない支援を実現し、元気で活力のある地域の希望をかなえる事業
- エ 地域内外の連携により交流人口を拡大するとともに安全で安心な地域社会の構築をする事業

② 事業の内容

- ア 地域の優位性をいかし、自らの能力を発揮して安心して働くことのできる雇用機会の創出をする事業
産業活性化や医療・福祉の充実等による新たな雇用者の増加及び新規企業数の増加に資する事業
【具体的な事業】
 - ・地域産品のブランド力事業
 - ・一次産業後継者支援事業
 - ・企業誘致促進事業 等
- イ 交通利便性と地域産業の好循環による新しいひとの流れを創造する事業
近隣市への通勤・通学を見据えて空き地・空き家の活用により移住・定住を促進するとともに、外国人労働者の受け入れ増加に資する事業

【具体的な事業】

- ・移住者支援事業
- ・プロモーション事業
- ・町内外への通勤・通学支援事業 等

ウ 結婚から出産・子育てまで切れ目のない支援を実現し、元気で活力のある地域の希望をかなえる事業

出会いから結婚・出産・子育てまで切れ目のない経済的及び人的支援により、子育て世代の女性が社会参加しやすい地域づくりを進める等、合計特殊出生率や婚姻件数の増加に資する事業

【具体的な事業】

- ・出産・子育てに関わる相談事業
- ・子育てに関わる経済支援事業
- ・食育、木育事業 等

エ 地域内外の連携により交流人口を拡大するとともに安全で安心な地域社会の構築をする事業

木古内駅や道の駅みそぎの郷きこないを核とするインバウンド観光を含めた交流人口の拡大を図るほか、ワーキングホリデーや就業体験等の新たな働き方による新たな交流人口の拡大に資する事業

【具体的な事業】

- ・近隣自治体との広域連携事業
- ・町内観光の魅力向上事業
- ・体験型観光事業 等

※ なお、詳細は第2期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

25,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度3月に、外部有識者で構成される「木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会」を開催してPDCAサイクルを通じ、戦略の検証

を行うとともに、必要に応じて見直しを実施するほか、検証の結果は本町の公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで